

## 書評

## 伊藤哲夫『五箇条の御誓文の真実』

川久保 剛（麗澤大学大学院准教授）

## 1、戦前戦後を一貫する精神としての「五箇条の御誓文」

本書は、五箇条の御誓文の成立と思想を概観し、その歴史的意義と普遍的価値を開示した書である。

本稿では、本書に示された多くの洞見の中から、特に三点にしばって紹介したい。

まず瞠目すべき指摘として紹介したいのが、五箇条の御誓文こそは戦前戦後を一貫する日本の国家理想であり、日本における戦前戦後の歴史的連続性の核心である、という見解である。

いわゆる「8月革命」説に見られるように、敗戦国日本においては戦前と戦後で歴史が分断され、国家の体制が根本的に転換したという見方がある。確かに明治憲法が否定され、教育勅語も排除された事実が厳然と存在する。

しかし本書は、明治憲法に先立つ「原憲法」ともいえる五箇条の御誓文は戦後においても生きている、という視点を打ち出す。

その証左は、昭和天皇の「新日本建設に関する詔書」（昭和21年）に求められる。この詔書は一般的に、前年の「神道指令」を背景に、GHQからの強い働きかけによって天皇がいわゆる「人間宣言」を行った「神格否定の詔書」と称されている。しかし本書は、こうした通念を退け、むしろ五箇条の御誓文の精神を継承することで日本が国家としての主体性と連続性を力強く宣言した詔書と見る視点を提起する。

事実、昭和天皇は、詔書の中で次のように述べている。「顧ミレバ明治天皇明治ノ初国是トシテ五箇条ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ（中略）叡旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス。須ラク此ノ御趣旨ニ則リ、旧来ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民挙ゲテ平和主義ニ徹シ、教養豊カニ文化を築キ、以テ民生ノ向上ヲ図リ、新日本ヲ建設スベシ」。また昭和天皇は、後年の昭和52年8月の記者会見において、「詔書のはじめに五箇条の御誓文を入れられたのは陛下ご自身のご希望でしょうか」との質問に対して、「それがじつはあの時の詔勅の一番の目的なんです。神格とか、そういうことは、二の問題であった。それを述べるということは、あの当時においては、どうしても米国その他諸外国の勢力が強いので、それに日本の国民が圧倒される、という心配があったから（中略）。民主主義を採用したのは、明治大帝の思し召しである。しかも神に誓われた。そうして『五箇条の御誓文』を発して、それがもととなって明治憲法ができたんで、民主主義というものは、けっして輸入のものではないことを示す必要が、大いにあったと思います」と答えているのである。

確かに敗戦国日本は、占領軍の圧力によって憲法も教育も国防も変えられてしまった。しかし天皇の詔書によって近代日本の「原憲法」ともいえる五箇条の御誓文の理念は継承され、近代国家としての日本の根源的主体性は維持された。本書は、この戦後史の根本

的事実を改めて確認し、その意義を強調するのである<sup>1</sup>。

## 2、近代国家の普遍的価値を理想に掲げる

次に注目したいのは、五箇条の御誓文を近代国家の普遍的価値理念を示した文書と見なし、その核心をリベラル・デモクラシーとナショナリティの矛盾的自己同一に見出す視点である。

近代国家の成り立ちを、リベラル・デモクラシーとナショナリティという一見矛盾する要素の深層における結合に見出すのが、現代の政治哲学研究の一潮流である「リベラル・ナショナリズム」論の立場であるが<sup>2</sup>、本書ではそのような「リベラル・ナショナリズム」論と同一の視角から、五箇条の御誓文の内的連関を析出している。

五箇条の御誓文は、由利公正と福岡孝弟が起草した原案に、木戸孝允が修正を加えて、明治元年（1868年）3月14日に発布された。それは、次の五箇条から成る。

- 一、広く会議を興し、万機公論に決すべし
- 一、上下心を一にして、盛んに経綸を行うべし
- 一、官武一途庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめん事を要す
- 一、旧来の陋習を破り、天地の公道に基づくべし
- 一、知識を世界に求め、大いに皇基を振起しべし

この五箇条は、先の昭和天皇の言葉通り、リベラル・デモクラシーの理想を謳い上げているといえる。

本書は、まず第一条に注目し、その根本に、由利公正の師である幕末維新期を代表する思想家・横井小楠の「公議」＝「公論」の思想があることを改めて確認する。

そして、「この御誓文冒頭の第一条に結実した「公議・公論」の思想こそが、かの「尊王攘夷」の思想と並ぶ「維新の大変革を導いたメインの思想」であり、「ここには攘夷や開国といった幕末日本の厳しい政治的対立の過程を超え、それまでの「幕府専裁」の体制を天皇を中心とした「公議」の体制に導き、わが国民を一つにまとめ上げ、国難に対処していかんとした明治維新そのものの理想」が示されていると説く。

「公論」の思想は、議論の政治としてのデモクラシーの基盤であるが、本書では、「公論」の思想が同時に、幕末期の日本においてナショナリティの形成の役割も果たしたことを重視しているのである。つまり本書は、「公論」がもっている思想的意味の二重性に眼を向けているのである。

そのうえで、「公論」によるデモクラシーの確立＝第一の意味の「公論」と、「公論」によるナショナリティの形成＝第二の意味の「公論」が、実は一体の関係にあることを開示しているのである。

国民相互の間に言論の自由や平等、寛容といったリベラル・デモクラシーの精神が共有されるためには、同じ国家の一員である・同じ国民である、というナショナルな連帯意識の形成が不可欠である。ナショナル・アイデンティティがもたらす仲間意識がなければ、リベラル・デモクラシーは機能しない。つまりリベラル・デモクラシーは、ナショナリティ＝国民の連帯意識を前提にしなければ成り立たないのである。

ナショナリティ形成のための（第二の意味の）「公論」の思想と運動は、「挫折に次ぐ挫折」の歴史を辿りながらも、五箇条の御誓文第一条として結実し、（第一の）デモクラシーの

基盤という意味での「公論」を同時に謳う第一条を含めとする全条文に体现された近代日本のリベラル・デモクラシーの礎を築いたのである。

本書は、このような視点から、五箇条の御誓文の内奥にある思想的意味連関を浮き彫りにしているのである。

### 3、天皇も国家の価値理念に奉仕する国

五箇条の御誓文の後に付せられた「勅旨」と、御誓文の内容を敷衍した「告諭」宸翰に示された明治天皇の次の言葉に着眼しているのも、本書の独創的な点である。

それは、「我国未曾有の変革を為んとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯の国是を定め、万民保全の道を立んとす。衆亦、此の旨趣に基き協心努力せよ」(「勅旨」)という言葉であり、「今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其の處を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事、朕身骨を勞し心志を苦め、艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治績を勤めてこそ、始めて天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし」(「告諭」宸翰)という言葉である。

本書は、ここに示された「朕躬を以て衆に先んじ」の思想に、五箇条の内容に劣らぬ画期的重要性があると指摘する。

つまり、この、天皇自らが五箇条を天地神明に誓い、実践していくという表明に、「国体」の思想を読み取り、これこそが、五箇条の御誓文のもう一つの思想的基盤であると述べているのである。「公議」と「国体」という二つの要素が両々相まってこそ、この五箇条の御誓文は新国家の向かうべき方向を示す実効性のある大宣言となり、その後の国家建設に対する不動の「道標」ともなることとなった、と私は考えるわけです。つまり「公議」の思想なしに近代日本の発展も成功もなく、一方「国体」の思想と天皇による「神聖な誓い」というもう一つの要素なしに、明治国家の国家としての統合も独立も、あるいは発展もまたなかった、とってよいのではないのでしょうか」と本書は説くのである。

本書はそこまでは述べていないが、天皇が先頭に立って五箇条の御誓文を実践するという、この、日本の「国体」の思想は、日本国においては天皇よりも上位の価値理念があり、天皇もその価値理念に従うという国家像を意味している、ともいえる。

この構図は、教育勅語においても示されていると見ることが出来る。思想史家の荻部直は、教育勅語の末尾にある「朕、爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳フ一ニセンコトヲ庶幾フ」という文言を取り上げ、ここには「天皇自身も「臣民」とともに「拳々服膺」して「其ノ道」の実践に努めるといふ決意が述べられている」が、これは「普遍的な「其ノ道」が天皇よりも上位に存在するのであり、天皇もまたそうした普遍的なモラルに従う義務を負っている」ということを意味すると述べている。そして、この語句は「立憲主義の体制において統治者が憲法によって拘束されるのと同様に、「其ノ道」が天皇の行為を制限することを、示そうとしたのではないか」と言う<sup>3</sup>。

本書では、「国体」を「天皇を中心とした国家のあり方」と規定しているが、この規定に依拠しながら更にその内実を敷衍するならば、近代日本が目指した「国体」とは、天皇が国家理念の上位にある国家ではなく、天皇もまた国家理念に従い、国民の先頭に立って国家理念の実現に尽瘁する国家像であったといえよう。そして、そのような国家像を目指したからこそ、実際に天皇を中心に国民が一体となって国づくりにまい進することが可能

となったのであろう。

本書の着眼点を更に掘り下げていくと、このような視界も開けてくるであろうし、様々な洞察に満ちた本書の問題提起は、読むものの心を引き付け、新たな思考に誘う力をもっているといえよう。

中国共産党のファシズム体制がわが国を脅かしつつある現在、令和の御代においても生きている五箇条の御誓文の精神を再確認して、「公論」を盛んにし、「国体」を強化しなければならない。

本書は、いま・この日本の危機に立ち向かうための精神的バックボーンを開示している。

(致知出版社、令和2年)

#### 注

- 1 五箇条の御誓文の精神が「新日本建設に関する詔書」に媒介されて戦後日本にも継承されたことを最初に指摘したのは、藤井貞久「五箇条御誓文と祭祀」(『神社新報』第394号～396号、昭和29年)であるが、本書はこの見方を敷衍し、強調しているといえる。
- 2 「リベラル・ナショナリズム」論については、施光恒「リベラル・デモクラシーとナショナリティ」(『ナショナリズムの政治学——規範理論への誘い』(施光恒・黒宮一太編、ナカニシヤ出版、2009年)参照。
- 3 荻部直「22・教育勅語——国民道徳と天皇」(『日本思想史の名著30』ちくま新書、2018年)198頁。